

## 前橋市職員の服装に関するガイドラインを改定しました

### 1 概要

市民からの信頼を保ちながら、職員の働きやすさの向上を図ることを目的として、スーツスタイルに限定せず、業務内容や場面に応じた服装（オフィスカジュアル）を選択できるよう「前橋市職員の服装に関するガイドライン」を改定しました。

ガイドラインでは、「社会人として常識ある服装」「業務に応じた機能性・安全性・清潔感の確保」「名札の適切な着用」を基本的な考え方としており、職員一人ひとりが市民目線を意識し、ふさわしい服装を判断することとしています。

### 2 主な改定内容

- スーツスタイルに加え、通年で、ポロシャツやTシャツ、チノパン、スニーカー等のオフィスカジュアルを可能とします。
- 窓口業務など市民と直接接する場面では、市民目線での清潔感や信頼感への配慮を特に重視し、Tシャツ着用時はジャケットや上着を着用するなど業務内容や状況に応じた服装とすることを基本とします。
- 議会、庁議、式典、重要な外部対応などでは、これまでどおりスーツスタイルを基本とします。
- 名札の適切な着用を引き続き徹底します。

### 3 今後の展開

職員向けにガイドライン及び服装の参考例を周知し、適切な運用に務めます。  
また、運用状況や市民の皆様の声を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

担 当 職員課人事係

担当者 吉永・山下

電 話 027-898-6507（内線：3507）